

第 35 回アジア太平洋経済協力 (APEC) 電子商取引運営グループ (ECSG) 会合/
データプライバシーサブグループ (DPS) 会合出張報告

平成 29 年 3 月 6 日
個人情報保護委員会

○平成 29 年 2 月 22 日 (水) から 2 月 25 日 (土) にかけて、ベトナムのニャチャンにおいて開催された第 35 回 APEC 電子商取引運営グループ (ECSG) 会合及びデータプライバシーサブグループ (DPS) 会合に事務局職員が参加した。

○当会合においては、APEC が推進している越境プライバシールール (CBPR) システムに係る取組の進捗報告等が行われ、韓国から、正式に参加意思を表明した旨の説明があったほか、台湾から参加を検討中である旨の発言等があった。

○我が国からは、改正個人情報保護法の 5 月 30 日全面施行に伴う個人情報保護委員会への監督権限の一元化について説明するとともに、CBPR 参加促進のための日本国内でのセミナーの開催実績等について説明を行った。

(注) 次回会議は、平成 29 年 8 月にベトナムのホーチミンで開催予定。

(参考) APEC 越境プライバシールール (CBPR) システム

○事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。

○現時点での参加国は米国、メキシコ、日本、カナダ。